

官報 号外 昭和三十年十二月十六日

○第二十三回 参議院会議録追録

審査報告書
地方財政再建促進特別措置法案
(総括案件)

昭和三十年十一月二十一日
地方行政委員 森下 政一

從つて政府のかかる態度が續く限
り、本法案の審議を進めることは出
られない。右の件については、昭和三十
年における適切な財源対策を樹立
して、速かに臨時国会を召集すべき
である。

右決議する。

○審査報告書

〔総括案件〕
審査報告書

日本国との平和条約の効力の発生
及び日本国とアメリカ合衆国との間
の安全保障条約第三条に基づく行
政協定の実施等に伴い国家公務員
法等の一部を改正する等の法律の
一部を改正する法律案(総括案件)

右の件については、審査を終らなか
つた。よつて経過の概要を添えて、
報告する。

○審査報告書

公共企業体職員等共済組合法案
(総括案件)

右の件については、審査を終らなか
つた。よつて経過の概要を添えて、
報告する。

○審査報告書

公職選舉法の一部を改正する法律
案(総括案件)

右の件については、審査を終らなか
つた。よつて経過の概要を添えて、
報告する。

昭和三十年十二月十六日 参議院会議録追録 審査報告書(第五号参照)(第六号参照)

収集、参考文献の涉渉に当らしめたが、いまだ十分でないで審査を終らなかつた。

審査報告書

接収不動産に関する借地・借家臨時処理法案(総統案件)

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十年十一月二十一日 法務委員長 成瀬 隆治

参議院議長河井彌八殿

経過の概要

当委員会は、本法案がその内容と直接の国体法的な権利関係に直接且つ複雑な影響を及ぼすこと予想されるにかんがみ、閉会中も調査をして資料の収集及び関係者からの意見の聴取等を行わしめ、権利関係の実情の把握に努めたが、いた結果を得ることは困難であり、また結論を得ることには至らなかつた。よつて経過の概要を添えて、審査を終るに至らなかつた。

審査報告書

社会福祉事業等の施設に関する措置法案(総統案件)

右の件について、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十年十一月二十一日 社会労働委員長 小林 英三

参議院議長河井彌八殿

経過の概要

本法案は、第二十二回国会に提出された。同国会においては、提案理由の説明を聽取したのみで審査を行つた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十年十一月二十一日 経過の概要

本件については、主として資料の収集に努め充分審査をつくすこと出来なかつたので、次期国会において引き続き審査を行う必要あるものと認める。

審査報告書

戦傷病者戦没者遺族等保護法の一項改正する法律案(総統案件)

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

審査報告書

戦傷病者戦没者遺族等保護法の一項改正する法律案(総統案件)

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十年十一月二十一日 参議院会議録追録 審査報告書(第五号参照)(第六号参照)

社会労働委員長 小林 英三
参議院議長河井彌八殿

経過の概要

本法案は第二十二回国会に提出され、同国会においては、提案理由の説明を聽取したのみで審査を行つた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

が、閉会中審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

砂利採取法案(総統案件)

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十年十一月二十一日 商工委員長 吉野 信次

参議院議長河井彌八殿

経過の概要

本法案は、昭和三十年七月二十二日付で同国会に付託され、七月三十日、決算せられたのであるが、開会資料の収集にとどまり、未だ審査を終了しない。

審査報告書

昭和三十年十一月二十一日 建設委員長 石川 荣一

参議院議長河井彌八殿

経過の概要

本法案は、昭和三十年七月二十日付で同国会に付託され、同年七月三十日総統審査案件として決定されたもので、閉会中ににおいては、その資料収集にとどまり審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

昭和三十年十一月二十一日 通信委員長 滝井治三郎

参議院議長河井彌八殿

経過の概要

日本電信電話公社法の一部を改正する法律案(総統案件)

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十年十一月二十一日 建設委員長 石川 荣一

参議院議長河井彌八殿

経過の概要

本法案は、第二十二回国会に提出され、同国会においては、提案理由の説明を聽取したのみで審査を行つた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十年十一月二十一日 通信委員長 滝井治三郎

参議院議長河井彌八殿

経過の概要

本件は、その内容の重要性にかんがみ、関係基礎資料の収集に努める等の取扱の慎重を期し、総統して審査を行つて来たのであるが、なお今後政府の措置等と相俟つて慎重に検討する必要があり、閉会中は結論を得るに至らなかつた。

審査報告書

昭和三十年十一月二十一日 建設委員長 石川 荣一

参議院議長河井彌八殿

経過の概要

本件については、主として資料の収集に努め充分審査をつくすこと出来なかつたので、次期国会において引き続き審査を行う必要あるものと認める。

昭和三十年十一月二十一日 中央卸売市場法の一部を改正する法律案(総統案件)

右の件については、主として資料の収集に努め充分審査をつくすこと出来なかつたので、次期国会において引き続き審査を行う必要あるものと認める。

昭和三十年十一月二十一日 参議院議長河井彌八殿

経過の概要

本件に関しては、第二十二回国会開会後も閉会中に引き続き或は関係当局の意見を徴し、または現地に出向いて調査する等鍛造検討を続けて来た

日付託され同年七月三十日総統審査案件として決定されたもので、閉会中ににおいては、これ等法案に關する資料収集にとどまり審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

建設業法の一部を改正する法律案(総統案件)

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十年十一月二十一日 建設委員長 石川 荣一

参議院議長河井彌八殿

経過の概要

本法案は、昭和三十年七月二十日付で同国会に付託され、同年七月三十日総統審査案件として決定されたもので、閉会中においては、その資料収集にとどまり審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

昭和三十年十一月二十一日 地方行政委員長 松岡 平市

参議院議長河井彌八殿

経過の概要

本法案は、昭和三十年七月二十日付で同国会に付託され、同年七月三十日総統審査案件として決定されたもので、閉会中においては、その資料収集にとどまり審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

昭和三十年十一月二十一日 公職選挙法の一部を改正する法律案(総統案件)

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十年十一月二十一日 参議院議長河井彌八殿

経過の概要

本件は、昭和三十年七月二十日付で同国会に付託され、同年七月三十日総統審査案件として決定されたもので、閉会中においては、その資料収集にとどまり審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

昭和三十年十一月二十一日 地方行政委員長 松岡 平市

参議院議長河井彌八殿

経過の概要

本件は、昭和三十年七月二十日付で同国会に付託され、同年七月三十日総統審査案件として決定されたもので、閉会中においては、その資料収集にとどまり審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

昭和三十年十一月二十一日 行政院議長 森下 政一

参議院議長河井彌八殿

経過の概要

本件は、昭和三十年五月十一日付で同国会に付託され、同年七月三十日総統審査案件として決定されたもので、閉会中においては、その資料収集にとどまり審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

昭和三十年五月十一日 法務委員長 高田 なほ子

参議院議長河井彌八殿

経過の概要

本件に関しては、第二十二回国会開会後も閉会中に引き続き或は関係当局の意見を徴し、または現地に出向いて調査する等鍛造検討を続けて来た

多数意見署名

中山 祐蔵
西岡 ハル
斎藤 真廣

高橋進太郎
宮城タマヨ
市川 房枝

小林 実治
一松 定吉

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、本年十月一日新潟市に発生した火災及び新潟市を、福島市に引続き審査を行つた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

審査報告書

昭和三十年十一月二十一日 参議院議長河井彌八殿

経過の概要

右の件においては、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十年十一月二十一日 建設委員長 石川 荣一

参議院議長河井彌八殿

経過の概要

本法案は、昭和三十年七月二十日付で同国会に付託され、同年七月三十日総統審査案件として決定されたもので、閉会中においては、その資料収集にとどまり審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

昭和三十年十一月二十一日 地方行政委員長 松岡 平市

参議院議長河井彌八殿

経過の概要

本法案は、昭和三十年七月二十日付で同国会に付託され、同年七月三十日総統審査案件として決定されたもので、閉会中においては、その資料収集にとどまり審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

昭和三十年十一月二十一日 行政院議長 森下 政一

参議院議長河井彌八殿

経過の概要

本件に関しては、第二十二回国会開会後も閉会中に引き続き或は関係当局の意見を徴し、または現地に出向いて調査する等鍛造検討を続けて来た

審査報告書

昭和三十年十二月八日 法務委員長 高田 なほ子

参議院議長河井彌八殿

経過の概要

本件は、昭和三十年五月十一日付で同国会に付託され、同年七月三十日総統審査案件として決定されたもので、閉会中においては、その資料収集にとどまり審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

一般職の職員の給与に関する法律案の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと認決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年十二月十三日

参議院議長河井彌八殿 牧衛

内閣委員長 小柳 幸平
木村篤太郎 高瀬莊太郎
田畠金光 千葉信信
中川幸平 廣瀬久忠
野本品吉 三木與吉郎
西川弥平治

東 藤田 隆 天田 勝正

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は一般職の職員の例により各議院の議長、副議長及び議員並びにこれらの秘書が、十二月十五日に受けるべき期末手当の額を増額しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

本法律案に要する経費は、千七百七十三万円であつて、昭和三十一年度においては、既定予算の節約により実行するものである。

一、委員会の決定の理由

本法律案は、人事院勧告にかんがみ、十二月十五日に支給するる公務員の手当につき、期末手当の額を〇・二五五分増額して一月分とし、勧め手当と併せて合計一・五五分を支給しようとするものであつて、妥当な措置と認めた。

二、費用

本法律案の施行に伴う経費は、本年度分については、最高の支給率によるとすれば、一般会計に於て十九億四千五百万円、特別会計に於て十三億一千五百万円であるが、何れも既定予算の範囲内で実施する。

審査報告書

国議員の旅費、旅費及び手当等に與する法律の一項を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと認決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

一、委員会の決定の理由

本法律案は、ウラン鉱及びトリウム鉱を鉱業法の適用鉱物に追加し、これらの鉱物について権利關係を明確にしようとするものである。

附則として、ウラン鉱又はトリウム鉱を現に掘採している者、取得目的として土地の使用权を有している者、土地所有者等の出願には、この法律の施行後三ヶ月以内に優先権を認めることとし、それに伴う所要の経過措置が設けてある。

委員会は右の措置が設けてある。万国著作権条約の条件附の批准、三附屬議定書の批准について承認を求める件

多数意見者署名
鈴木亨弘 寺本廣郎 佐藤清一郎 宮田重市郎
高橋誠原 桂信夫 横川高橋
小林常夫 雨森昇
武治常夫

るために妥当なものであると認められた。

二、費用

別に費用を要しない。

【第七号参照】

審査報告書

万国著作権条約の批准について承認を求める件

右全会一致をもつて承認すべきものと認決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年十二月十四日

参議院議長河井彌八殿 山川良一

要領書

一、委員会の決定の理由

鉱業法の一部を改正する法律案と認決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年十二月十三日

商工委員長三輪貞治

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、人事院勧告にかんがみ、十二月十五日に支給するる公務員の手当につき、期末手当の額を〇・二五五分増額して一月分とし、勧め手当と併せて合計一・五五分を支給しようとするものであつて、妥当な措置と認めた。

二、費用

本法律案の施行に伴う経費は、本年度分については、最高の支給率によるとすれば、一般会計に於て十九億四千五百万円、特別会計に於て十三億一千五百万円であるが、何れも既定予算の範囲内で実施する。

審査報告書

國議員の旅費、旅費及び手当等に與する法律の一項を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと認決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

一、委員会の決定の理由

本法律案は、ウラン鉱及びトリウム鉱を鉱業法の適用鉱物に追加し、これらの鉱物について権利關係を明確にしようとするものである。

附則として、ウラン鉱又はトリウム鉱を現に掘採している者、取

得目的として土地の使用权を有している者、土地所有者等の出願には、この法律の施行後三ヶ月以内に優先権を認めることとし、それに伴う所要の経過措置が設けてある。

委員会は右の措置が、ウラン鉱及びトリウム鉱の合理的開発を図

と認決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年十二月十四日

参議院議長河井彌八殿 山川良一

要領書

一、委員会の決定の理由

この議定書は、万国著作権条約の効力発生に一定の停止条件を附するものであつて、わが国がこの議定書の当事国となることにより、ある国が同条約の当事国になると、あるまでの間、同条約のわが国についての効力発生を延期させる効果があるので、妥当なものと認めた。

二、費用

別に要しない。

審査報告書

万国著作権条約の批准について承認を求める件

右全会一致をもつて承認すべきものと認決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年十二月十四日

外務委員長山川良一

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、著作権の保護に附し無方式主義を採用するベルヌ条約と、方式主義を採用する米州条約との間の橋渡しが、この条約の当事国であつて、わが国がこの条約の当事国となることにより、すでに当事国となつているベルヌ条約の当事国以外の諸国との間に著作権の保護關係を生ずることになり、且つ平和条約第十二条に基く現行日米著作権暫定取締が失効する明年四月二十日以後の日米間著作権關係を有利に規律しうることになるので、妥当なものと認めた。

二、費用

別に要しない。

審査報告書

万国著作権条約の条件附の批准、三附屬議定書の批准について承認を求める件

右全会一致をもつて承認すべきものと認めた。

一、委員会の決定の理由

この議定書は、無国籍者及び

命者の著作物に対し、万国著作権条約と同様、内国民待遇を与えることを内容とし、同条約を補足する役割をもつものであつて妥当なものと認めた。

昭和三十年十二月十四日

参議院議長河井彌八殿 山川良一

要領書

一、委員会の決定の理由

この議定書は、国際連合、専門機関等の著作物に対し、万国著作権条約と同様、内国民待遇を与えることを内容とし、同条約を補足する役割をもつものであつて妥当なものと認めた。

二、費用

別に要しない。

審査報告書

万国著作権条約の批准について承認を求める件

右全会一致をもつて承認すべきものと認決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年十二月十四日

外務委員長山川良一

要領書

一、委員会の決定の理由

この議定書は、国際連合、専門機関等の著作物に対し、万国著作権条約と同様、内国民待遇を与えることを内容とし、同条約を補足する役割をもつものであつて妥当なものと認めた。

二、費用

別に要しない。

審査報告書

万国著作権条約の条件附の批准、三附屬議定書の批准について承認を求める件

右全会一致をもつて承認すべきものと認めた。

一、委員会の決定の理由

この議定書は、無国籍者及び

昭和三十年十二月十五日

参議院議長河井彌八殿 高田なほ子

多数意見者署名
市川 房枝 赤松 常子
大谷 賢雄 小林 亦治
一松 定吉 龍田 得治
中山 福藏 井上 清一
羽仁 五郎

昭和三十年十二月十五日
地方行政委員長 松浦 平市
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
石村 幸作 伊能 芳雄
佐野 廣治 岸 良一
笠森 順造 安井 謙
高橋進太郎 小幡 治和
斎藤 昇

第八号参照
審査報告書
食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと認決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

要領書
一、委員会の決定の理由
本法案は、昭和三十年十月十四日及び同年十二月三日名瀬市に発生した火災及び名瀬市を罹災都市借地借家臨時処理法の災害及び地区に、それぞれ指定しようとするもので時宜に適した措置である。

二、費用
本法施行のために別に費用を要しない。

申出ることができる等の諸規定を設けるものである。

この内閣提出案に対し、第二回国会において、衆議院は、財政再建債の利子につき、年六分五厘をとるもののにつき、年二分の定率を乗じて得た額を限度として国が補給することができることとしてあつたのを、年三分五厘をとれるものにつき、年五分の定率を乗じて得た額を限度として国が補給することができる等の諸修正を加えて送付して来たものである。

当委員会は、右法律案を、閉会中の継続審査を行い、審議を続けたのであるが、地方財政の現状にかんがみ、右法律案の定める規定期は、地方財政を再建するにつき概ね適切なものと認めた。なお、委員会は、次のようないい昭和三十年度分の地方交付税はその金額を普通交付税として配分すること、基準財政需要の算定に用いる単位費用について特例を設ける等の措置を探らうとするのである、その内容は概ね適当と認められる。なお、委員会は次のような附帯決議を行つた。

第八号参照
審査報告書
食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと認決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

要領書
一、委員会の決定の理由
本法案は、昭和三十年十一月十五日及び同年十二月三日名瀬市に発生した火災及び名瀬市を罹災都市借地借家臨時処理法の災害及び地区に、それぞれ指定しようとするもので時宜に適した措置である。

二、費用
本法施行のために別に費用を要しない。

申出ることができる等の諸規定を設けるものである。

この内閣提出案に対し、第二回国会において、衆議院は、財政再建債の利子につき、年六分五厘をとるもののにつき、年二分の定率を乗じて得た額を限度として国が補給することができることとしてあつたのを、年三分五厘をとれるものにつき、年五分の定率を乗じて得た額を限度として国が補給することができる等の諸修正を加えて送付して来たものである。

当委員会は、右法律案を、閉会中の継続審査を行い、審議を続けたのであるが、地方財政の現状にかんがみ、右法律案の定める規定期は、地方財政を再建するにつき概ね適切なものと認めた。なお、委員会は、次のようないい昭和三十年度分の地方交付税はその金額を普通交付税として配分すること、基準財政需要の算定に用いる単位費用について特例を設ける等の措置を探らうとするのである、その内容は概ね適当と認められる。なお、委員会は次のような附帯決議を行つた。

第八号参照
審査報告書
食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと認決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

要領書
一、委員会の決定の理由
本法案は、地方公共団体の財政の再建を促進し、その財政の健全性を確保するため、臨時に必要な特別措置を定めるものであつて、政令で指定するもの業務」を削除する。

二、費用
本法施行のために別に費用を要しない。

申出ができる等の諸規定を設けるものである。

この内閣提出案に対し、第二回国会において、衆議院は、財政再建債として、政府資金八十億円を必要とするが、この額は政府資金計画に織込みずみである。

政府は現下地方財政の窮乏に対処し、次の措置を講すべきである。
一、昭和三十一年度において地方財政制度に関する抜本的対策を構立し、地方財政計画に適切な引き上げようとするものであつて、適当な措置と決議を行つた。

第八号参照
審査報告書
食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと認決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

要領書
一、委員会決定の理由
本法施行のために別に費用を要しない。

二、費用
本法施行のために別に費用を要しない。

申出ができる等の諸規定を設けるものである。

この内閣提出案に対し、第二回国会において、衆議院は、財政再建債として、政府資金八十億円を必要とするが、この額は政府資金計画に計上されている。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

第八号参照
審査報告書
食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと認決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

要領書
一、委員会の決定の理由

本法案は、昭和三十年度の臨時

地方財政特別交付金に関する措置
に伴い、その經理を交付税及び譲
与税配付金特別会計において行う
こととするとともに、その財源に
ついて一般会計からの繰入、並び
に借入金ができることとする等、
所要の規定を設けようとするもの
であつて、適当な措置と認める。

二、費用
この法律施行のため、別に費用
を要しないが、昭和三十年度特別
会計予算補正（特第二号）に、交
付税及び譲与税配付金特別会計の
歳入として借入金百六十億円が計
上されている。

一、内閣に送付するを要するも
の。
第一二三号、第一三五号 人権
擁護事業予算増額に関する請
願

第一一二四号 戦犯者の放棄に關
する請願

第一一六二号 鹿児島県与論島茶
花港に入田管理事務所設置の
請願

第一二五三号 北海道中頓別簡易
裁判所等の庁舎新築に關する
請願

第一一六七号 新潟市の火災によ
る借地借家関係紛争防止の請
願

一、議院の会議に付するを要しない
もの。
第一一六七号 新潟市の火災によ
る借地借家関係紛争防止の請
願

右の通り審査決定した。よつて報告
する。

昭和三十年十二月十五日 法務委員長 高田なほ子

参議院議長河井彌八殿

一、議院の会議に付するを要するも
の。
第一一〇号 在外抑留同胞還促
進等に関する請願

第一四二号 日ソ交渉に関する請
願

第一一〇号 ソ連等の抑留同胞
帰還促進に関する請願

第一一五四号 長崎島鳥島海域の
米軍爆撃演習地変更等に關す
る請願

第一二二九号 在外抑留同胞還
促進等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告
する。

昭和三十年十二月十五日 外務委員長 山川 良一

参議院議長河井彌八殿

一、内閣に送付するを要するも
の。
第一一三号、第一三五号 人権
擁護事業予算増額に関する請
願

第一一二四号 戦犯者の放棄に關
する請願

第一一六二号 鹿児島県与論島茶
花港に入田管理事務所設置の
請願

第一二五三号 北海道中頓別簡易
裁判所等の庁舎新築に關する
請願

第一一六七号 新潟市の火災によ
る借地借家関係紛争防止の請
願

第一一二四号 戦犯者の放棄に關
する請願

第一一六二号 鹿児島県与論島茶
花港に入田管理事務所設置の
請願

第一二五三号 北海道中頓別簡易
裁判所等の庁舎新築に關する
請願

第一一六七号 新潟市の火災によ
る借地借家関係紛争防止の請
願

右の通り審査決定した。よつて報告
する。

昭和三十年十二月十五日 大蔵委員長 岡崎 健一

参議院議長河井彌八殿

一、内閣に送付するを要するも
の。
第一一三号、第一三五号 人権
擁護事業予算増額に関する請
願

第一一二四号 戦犯者の放棄に關
する請願

第一一六二号 鹿児島県与論島茶
花港に入田管理事務所設置の
請願

第一二五三号 北海道中頓別簡易
裁判所等の庁舎新築に關する
請願

第一一六七号 新潟市の火災によ
る借地借家関係紛争防止の請
願

右の通り審査決定した。よつて報告
する。

昭和三十年十二月十五日 文教委員長 飯島連太郎

参議院議長河井彌八殿

審査報告書（文教委員会第一号）

一、議院の会議に付するを要するも
の。
第七号、第一三三号 学校保健
法制定に関する請願

第一一〇号 公立学校事務職員の
身分に関する請願

第一一〇号 福岡県鏡世寺寺保
存施設国庫補助に関する請
願

第一一五号 香川大学に夜間短
期大学設置の請願

第一一七号 五大市市立幼稚園
教員の給与に関する請願

第一一七号 五大市市立定期制
高等学校教員の給与に関する
請願

第一一九号 長野県の水道施設費
国庫補助等に関する請願

第一一八号 保険所費補助増額に
関する請願

第一一〇号 教員の給与に関する請
願

第一一八号 福島県老朽学校校
舍改築費国庫補助増額に関する
請願

第一一九号 高山祭及び屋台の
調査に関する請願

第一一八号 宮崎県下の教育施
設灾害復旧に関する請願

第一一九号 上水道敷設に関する請
願

第一一九号 鹿児島県星城敬愛
園の災害復旧予算に関する請
願

第一一九号 北海道浜頓別町の
臨時措置法の一部改正等に關
する請願

第一一九号 鹿児島県星城敬愛
園の災害復旧予算に関する請
願

第一一九号 第二二五号、第二
二六号、第二二三五号、第三六
五号、第三六七号 附添看護
制度廃止反対に関する請願

第一一九号 愛知県旧豊川海軍
工事による殉職者遺族の援護に
関する請願

第一一九号 第二四四号 日雇労働者の就労
増加等に関する請願

第一一九号 医療扶助審議会設
置反対に関する請願

第一一九号 宮崎県の失業対策
事業拡大に関する請願

第一一九号 保護費全額生活保護法に基く
工事施行に関する請願

第一一九号 北海道太田漁港拡張
工事施行に関する請願

第一一九号 北海道熊石漁港しゆ
んせつ等に関する請願

第一一九号 北海道久遠漁港修築
工事施行に関する請願

第一一九号 北海道上浦漁港修築
工事施行に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告
する。

昭和三十年十二月十五日 社会労働委員長 谷口弥三郎

参議院議長河井彌八殿

審査報告書（農林水産委員会第一号）

一、議院の会議に付するを要するも
の。
第一一〇号 急傾斜地帯農業振興
等の保険給付費国庫補助に関する
請願

第一一一号 食糧管理の適正に関する
請願

第一一〇号 食糧管理の適正に関する
請願

第一一〇号 急傾斜地帯農業振興
等の保険給付費国庫補助に関する
請願

第一一〇号 急傾斜地帯農業振興
等の保険給付費国庫補助に関する
請願

第一一〇号 食糧管理の適正に関する
請願

右の通り審査決定した。よつて報告
する。

昭和三十年十二月十五日 参議院議長河井彌八殿

右の通り審査決定した。よつて報告
する。

右の通り審査決定した。よつて報告
する。

審査報告書（農林水産委員会第一号）

一、議院の会議に付するを要するも
の。
第一一〇号 急傾斜地帯農業振興
等の保険給付費国庫補助に関する
請願

右の通り審査決定した。よつて報告
する。

昭和三十年十二月十五日 参議院議長河井彌八殿

右の通り審査決定した。よつて報告
する。

右の通り審査決定した。よつて報告
する。

第五五号 北海道熊石村黒岩地区かんがい事業施行に関する請願

第五六号 北海道長磯漁港修築工事施行に関する請願

第五七号 北海道砂原漁港修築工事施行等に関する請願

第五八号 北海道居辺無水地域の農業開拓促進に関する請願

第五九号 北海道根室未開発地域の農業開拓促進等に関する請願

第七二号 北海道姫川上流に小川ダム築設の請願

第七四号 北海道土幌村新田地区開拓事業促進等に関する請願

第八三号 さつまいも処理対策に関する請願

第九〇号 急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部改正に関する請願

第九一号 農業改良普及員の強化等に関する請願

第一〇六号 北海道駒ヶ岳山ろく火山灰地帯の農業確立に関する請願

第一〇七号 北海道知内村の土地改良事業促進等に関する請願

第一一〇号 北海道川汲漁港築設工事促進に関する請願

第一一〇号 北海道福島漁港修築工事継続等に関する請願

第一一一号 北海道石崎漁港修築工事施行等に関する請願

第一一二号 北海道涌元漁港完成促進等に関する請願

第一一七号 農業振興対策に関する請願

第一一八号 北海道川汲漁港築設工事促進に関する請願

第一一九号 北海道札幌漁港修築工事促進に関する請願

第一二〇号 北海道尻別町内ポンニタチナイ開拓道路開設に関する請願

第一二一号 北海道東天北地区高精度集約耕作農地域に指定する請願

第一二二号 北海道雨電、大鳳川のこら被害救済に関する請願

第一二三号 北海道原野開拓地入植者住宅復旧費国庫補助増額に関する請願

第一二四号 米の配給量増加に関する請願

第一二五号 北海道岩見沢市隣接い炭地帯の土地改良事業対策に関する請願

第一二六号 北海道東頃城郡内耕地災害復旧工事施行に関する請願

第一二七号 北海道勇払原野開墾等に関する請願

第一二八号 北海道勇払原野開墾実施計画に関する請願

第一二九号 北海道稚内市の水害対策に関する請願

第一四九号 北海道中川村の水害対策に関する請願

第一五六号 鹿児島県笠之原地区畠地かんがい事業施工等に関する請願

第一五六号 米の予約売渡制存続に関する請願

第一七五号 米の統制撤廃反対事業に関する請願

第一七六号 北海道田三瀬間に開拓する請願

第一七七号 北海道の土地改良事業に関する請願

第二三九号 北道新湊漁港整備促進に関する請願

第二五六号 北海道猿払村のこど水被害農家救済に関する請願

第二五七号 北海道仙法志漁港修築工事促進等に関する請願

第二五九号 北海道広尾町を魚田開發地に指定するの請願

第二六〇号 北海道苦前漁港防災工事施行等に関する請願

第二六一號 北海道音調津漁港修築工事促進に関する請願

第二六二号 北海道花咲港拡張工事復旧対策に関する請願

第二六六号 自作農維持創設資金のわく拡大に関する請願

第二七八号 急傾斜地帯農業振興臨時措置法の期限延長に関する請願

第二八八号 宮崎県の森林水産被害に対する復興資金の請願

第二九〇号 特殊じょく地帯災害防除及び振興臨時措置法の期限延長に関する請願

第二九一号 農業共済金の早期概算払に関する請願

第二九二号 でん粉の政府買上げわく拡大等に関する請願

第二九三号 宮崎県内開拓地入植者に対する營農資金の統括化等に関する請願

第二九八号 宮崎県開拓地入植者住宅復旧費国庫補助増額に関する請願

第二九九号 米の配給量増加に関する請願

第三〇〇号 北海道酪農安定対策に関する請願

第三〇一号 北海道乳牛飼育法の一部改正に関する請願

第三〇二号 新潟県林道大柄山線開設工事施行に関する請願

第三〇三号 米の配給量増加に関する請願

第三〇四号 米の予約売渡制存続に関する請願

第三〇五号 北海道酪農安定対策に関する請願

第三〇六号 富内、十勝清水両港促進に関する請願

第三〇七号 石勝線鉄道新設に関する請願

第三〇八号 北海道森港修築工事促進に関する請願

第三〇九号 赤穂線鉄道電化計画樹立等に関する請願

第三一〇号 根岸浜田市間鐵道敷設促進に関する請願

第三一一号 幸浦島加計町、島根県浜田市間鐵道敷設促進に関する請願

第三一二号 新潟県東頃城郡内治山砂防工事施行に関する請願

第三一二号 北海道深港修築工事施行に関する請願

第三一二号 北海道香深港修築工事施行に関する請願

第三一二号 北海道香深港修築工事施行に関する請願

一、内閣に送付するを要するもの。

第一四号 宝泉寺、鹿府両駅間鐵道敷設促進に関する請願

第一八号 美作土居、新見両駅間に汽動車運行の請願

第三四号、第二四〇号 甲府、長野両駅間鐵道電化促進に関する請願

第三二〇号 北海道小平村川上地区に補水ダム設置等の請願

第三二七号 北海道更別村集団湿地帯土地改良工事促進等に関する請願

第三三三号 北海道鬼鹿村巻町苦前町三溪間に開拓道路開き等の請願

第六二号 上川、十勝三股両駅間鐵道敷設促進に関する請願

第六四号 北海道落石崎灯台に立行の請願

第六五号 北海道花咲港拡張工事促進に関する請願

第六六号 北海道落石崎灯台に立行の請願

第六七号 東京都三宅島に無線方位信号所設置の請願

第六八号 北海道矢越岬に灯台設置等の請願

第六九号 肥薩線に急行列車運行の請願

第六一號 鋼笛設置の請願

第六二号 東京都三宅島に無線方位信号所設置の請願

第六三号 北海道夷深港修築工事促進に関する請願

第六四号 富内、十勝清水両港促進に関する請願

第六五号 東京都三宅島に無線方位信号所設置の請願

第六六号 北海道夷深港修築工事促進に関する請願

第六七号 石勝線鉄道新設に関する請願

第六八号 北海道森港修築工事促進に関する請願

第六九号 石勝線鉄道新設に関する請願

第六一〇号 大橋山線開設工事施行に関する請願

第六一一号 米の配給量増加に関する請願

第六一二号 北海道酪農安定対策に関する請願

第六一三号 廃止地帯農業振興臨時措置法の期限延長に関する請願

第六一四号 北海道酪農安定対策に関する請願

第六一五号 北海道乳牛飼育法の一部改正に関する請願

第六一六号 北海道農林業金融公庫法の一部改正に関する請願

第六一七号 新潟県林道大柄山線開設工事施行に関する請願

第六一八号 北海道香深港修築工事施行に関する請願

第六一九号 北海道香深港修築工事施行に関する請願

第六二〇号 北海道香深港修築工事施行に関する請願

第六二一號 昭和三十一年十二月十五日

昭和三十一年十二月十五日

小虎

審査報告書(運輸委員会第一号)

參議院議長河井彌八殿

の。

一、審査報告書に付するを要するもの。

審査報告書(運輸委員会第一号)

参議院の会議に付するを要するもの。

の。

第一四三号 北海道鶴泊港修築工事促進等に関する請願	第二四三号 北海道鶴泊港修築工事促進等に関する請願
第二六四号 日勝鉄道海岸線敷設に関する請願	第二六四号 日勝鉄道海岸線敷設に関する請願
第二六五号 北海道増毛港拡張整備工事施行に関する請願	第二六五号 北海道増毛港拡張整備工事施行に関する請願
第二六六号 十勝沖地震による北海道広尾港港施設沈下改修工事促進の請願	第二六六号 十勝沖地震による北海道広尾港港施設沈下改修工事促進の請願
第二六七号 北海道広尾港修築工事施行に関する請願	第二六七号 北海道広尾港修築工事施行に関する請願

第一二六九号 北海道広尾町に測候所設置の請願	第一二六九号 北海道広尾町に測候所設置の請願
第二九六号 福岡県細島港に海上警備隊難船設置の請願	第二九六号 福岡県細島港に海上警備隊難船設置の請願
第三八三号 常磐線鉄道電化促進に関する請願	第三八三号 常磐線鉄道電化促進に関する請願
第三八四号 伯備線鉄道強化に関する請願	第三八四号 伯備線鉄道強化に関する請願
昭和三十年十二月十五日 昭和三十年十二月十五日	昭和三十年十二月十五日 昭和三十年十二月十五日

第一一三六号 岡山県新見市正田郵便局昇格に関する請願	第一一三六号 岡山県新見市正田郵便局昇格に関する請願
第一一八〇号 北海道に簡易保険、郵便年金加入者ホーム設置の請願	第一一八〇号 北海道に簡易保険、郵便年金加入者ホーム設置の請願
第一一九号 高知県国分川改修工事促進に関する請願	第一一九号 高知県国分川改修工事促進に関する請願
第一一九二号 北海道地方委員会に提出する請願	第一一九二号 北海道地方委員会に提出する請願
第一一九三号 簡易保険の保険金増設等に関する請願	第一一九三号 簡易保険の保険金増設等に関する請願
第一一九四号 簡易保険の保険金最高制限額引上げに関する請願	第一一九四号 簡易保険の保険金最高制限額引上げに関する請願
昭和三十一年一月十五日 参議院議長河井彌八殿 義詮	昭和三十一年一月十五日 参議院議長河井彌八殿 義詮

第一一九五号 高知県土佐川改修工事促進に関する請願	第一一九五号 高知県土佐川改修工事促進に関する請願
第一一九六号 北海道森町、厚沢部村間に道路開設に関する請願	第一一九六号 北海道森町、厚沢部村間に道路開設に関する請願
第一一九七号 北海道落部、厚沢部西村間に道路開設に関する請願	第一一九七号 北海道落部、厚沢部西村間に道路開設に関する請願
第一一九八号 北海道森町、厚沢部村間に道路開設に関する請願	第一一九八号 北海道森町、厚沢部村間に道路開設に関する請願
第一一九九号 北海道知内川治水工事施行等に関する請願	第一一九九号 北海道知内川治水工事施行等に関する請願
第一一二一号 北海道地方委員会に提出する請願	第一一二一号 北海道地方委員会に提出する請願
第一一三八号 道路財源法制定等に関する請願	第一一三八号 道路財源法制定等に関する請願
第一一四一号 新潟県主要地方道柏崎松代十日町線改良工事施行に関する請願	第一一四一号 新潟県主要地方道柏崎松代十日町線改良工事施行に関する請願
第一一四三号 北海道石狩支厅管内に総合開発に関する請願	第一一四三号 北海道石狩支厅管内に総合開発に関する請願
第一一四四号 最高制限額引上げに関する請願	第一一四四号 最高制限額引上げに関する請願

第一一五号 国道十九号線改良工事施行に関する請願	第一一五号 国道十九号線改良工事施行に関する請願
第一一六号 埼玉県元荒川改修工事施行に関する請願	第一一六号 埼玉県元荒川改修工事施行に関する請願
第一一七号 岡山県小田川二万橋架替に関する請願	第一一七号 岡山県小田川二万橋架替に関する請願
第一一八号 北海道森町改修工事促進に関する請願	第一一八号 北海道森町改修工事促進に関する請願
第一一九号 北海道雨竜川等に架橋を永久橋に架替する等の請願	第一一九号 北海道雨竜川等に架橋を永久橋に架替する等の請願
第一二〇号 北海道知内川治水工事施行等に関する請願	第一二〇号 北海道知内川治水工事施行等に関する請願
第一二一号 北海道地方委員会に提出する請願	第一二一号 北海道地方委員会に提出する請願
第一二二号 北海道財源法制定等に関する請願	第一二二号 北海道財源法制定等に関する請願
第一二三号 新潟県豊岡郡磨巻線改修工事施行に関する請願	第一二三号 新潟県豊岡郡磨巻線改修工事施行に関する請願
第一二四号 北海道石狩支厅管内に総合開発に関する請願	第一二四号 北海道石狩支厅管内に総合開発に関する請願
第一二五号 新潟県東頸城郡内に地すべり対策事業促進に関する請願	第一二五号 新潟県東頸城郡内に地すべり対策事業促進に関する請願
第一二六号 北海道本別、白糠両町間に産業道路開通の請願	第一二六号 北海道本別、白糠両町間に産業道路開通の請願

官報 (号外)

ため、委員長及び委員四人を以て組織する原子力委員会を総理府に置くことは、妥当な措置と認めた。なお、本委員会は別紙のとおり附帯決議を行つた。

二、費用
委員俸給、旅費等に要する経費は、約四百六十万円である。これは、約四百六十万円である。

原子力委員会設置法第二条第三号の関係行政機関の原子力利用に関する経費には、大学における研究経費を含まないものとする。

右決議する。

審査報告書
日本中央競馬会の国庫納付金等の臨時特例に関する法律案
附帯決議を行つた。

二、費用
原子力委員会設置法第二条第三号の関係行政機関の原子力利用に関する経費には、大学における研究経費を含まないものとする。

右決議する。

審査報告書
日本中央競馬会の国庫納付金等の臨時特例に関する法律案
附帯決議を行つた。

二、費用
原子力委員会設置法第二条第三号の関係行政機関の原子力利用に関する経費には、大学における研究経費を含まないものとする。

右決議する。

審査報告書
總理府設置法の一部を改正する法律案
有全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年十二月十六日 内閣委員長 小柳 改衛 参議院議長河井彌八殿 多数意見者署名

審査報告書
總理府設置法の一部を改正する法律案
有全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年十二月十六日 小柳 改衛 河合 義一 池田 三郎 青山 正一

審査報告書
總理府設置法の一部を改正する法律案
有全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年十二月十六日 小柳 改衛 河合 義一 池田 三郎 青山 正一

審査報告書
本法律案は、日本中央競馬会がその所有する工作物が災害によって著しい被害を受け、又は朽耗して保安上危険があつて速かにその復旧又は改築を行う必要がある場合に、これが費用を誤算するため、昭和三十一年から五ヶ年を限度で臨時競馬を開き、この臨時競馬の勝馬投票券にかかる国庫納付金を減免することにしようとするものであつて、競馬用工作物の保全に資し保安上の危険を除くとともに、政府出資財産の管理を全般からしめるものであつて、適當な措置と認められる。

二、費用
本法施行のため特に経費を必要としない。なおこの措置による国庫納付金の減免は年約一億五千万円の見込である。

審査報告書
一、委員会の決定の理由
原子弹の研究、開発及び利用に関する行政を総合的に推進するため、総理府に原子弹局を置くことは、妥当な措置と認めた。

二、費用
本法施行のため特に経費を必要としない。なおこの措置による国庫納付金の減免は年約一億五千万円の見込である。

審査報告書
一、議院の会議に付するを要するもの。
一、内閣に送付するを要するもの。

第三号 静岡県御殿場市の地域

第八五号、第二二一號 國家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律案
第一〇二号、追放解除者の恩給

審査報告書
一、議院の会議に付するを要するもの。
一、内閣に送付するを要するもの。

第三号、第八二号 石油資源開発株式会社に対する融資の請願
第一七号、第九八号、第一三四号 恩給不均衡は正に開する。

第一七〇号 北海道十勝川水系

審査報告書
一、議院の会議に付するを要するもの。
一、内閣に送付するを要するもの。

第三号、第八二号 石油資源開発株式会社に対する融資の請願
第一七二号 北海道十勝川水系

審査報告書
一、議院の会議に付するを要するもの。
一、内閣に送付するを要するもの。

第三号、第八二号 石油資源開発株式会社に対する融資の請願
第一七二号 北海道十勝川水系

昭和三十年十一月十六日 参議院会議録追録 調査報告書(漁業事件)

足寄間鉄道施設の促進に努められたとの趣旨であるが、足寄町上郷
内閣、オシネトーを経て阿寒に通する道路改良工事並びに道道留辺蘿、西足寄線道路改良工事を、早期完成し、さらに白糠、足寄間鉄道施設の促進に努められたいという点を除いて本院は本件を採択するものと認決した。よつて内閣は銳意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

足寄間鉄道施設の促進に努められたいという点を除いて本院は本件を採択するものと認決した。よつて内閣は銳意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

参議院議長 河井 順八
内閣総理大臣 堀山一郎殿

意見書案

北海道の地下資源開発等に関する請願(第三二二号)

北海道の天然ガス開発促進等に関する請願(第三二二号)

昭和三十年十二月十六日

参議院議長 河井 順八
内閣総理大臣 堀山一郎殿

意見書案

北海道の天然ガス開発促進等に関する請願(第三二二号)

経過の概要

表記の件に関して、本委員会は閉会

中の三件について調査を行つた。

一、日本国有鉄道民衆駅の件

本件は、二十八年八月以来調査

をつづけて来た案件であるが、調

査の進行に伴い、二十九年三月因

定財産管理規程の一部改正、同年

七月構内営業規則の全面的改正が

行われた結果、民衆駅については、二十

九年九月十六日現在を以て未納額

を一応牌上げして分割納入の公正

証書又は和解調査としたもの三九

社三七四、七一九、四三七円、分

割納入の能力もないため後払を

停止したものの一〇社一一八、一三

社三七四、七一九、四三七円、八五

一、八四七円計四九二、八五、一

二八四円であったが、三十年九月

末には、分割納入の分は二六一、一三

八三一、四八〇円、後払停止の分

は八一、一一九、二六八円にそれ

ぞれ縮減し、前者は一一二、八八

七、九五七円、後者は三七、〇一

二、五七九円を回収している。又

が残いため具体的な意見は聽取で

きなかつた。

右のようない状態であつたため、

閉会中も漁業調査することとなつたものである。

開会中においては、民衆駅問題の一端として新宿民衆駅請願の内容及び新宿駅改築の計画について國鐵側の説明を聴き、実地の視察を行つた外、民衆駅の一般事項についても調査を行つた。民衆駅の場合は、新宿駅請願の内、新宿駅改築の件についても特段の措置を講ぜられないと言ふ点を除いて本院は本件を採択するものと認決した。よつて内閣は銳意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条によつて別冊を送付する。

防止する根本策につき検討することとした。

三、病変米の件

委員会の決議をもつて病変米は国

民が十分に納得するような科学的

研究の裏付けの得られないうちには

主食として配給しないことを政府

因等につき説明を聽取した。

貨物後払運賃については、二十

九年九月十六日現在を以て未納額

を一応牌上げして分割納入の公正

証書又は和解調査としたもの三九

社三七四、七一九、四三七円、分

割納入の能力もないため後払を

停止したものの一〇社一一八、一三

社三七四、七一九、四三七円、八五

一、八四七円計四九二、八五、一

二八四円であったが、三十年九月

末には、分割納入の分は二六一、一三

八三一、四八〇円、後払停止の分

は八一、一一九、二六八円にそれ

ぞれ縮減し、前者は一一二、八八

七、九五七円、後者は三七、〇一

二、五七九円を回収している。又

が残いため具体的な意見は聽取できなかつた。

右のようない状態であつたため、

閉会中も漁業調査することとなつたものである。

開会中においては、民衆駅問題の一端として新宿民衆駅請願の内、新宿駅改築の件についても特段の措置を講ぜられないと言ふ点を除いて本院は本件を採択するものと認決した。よつて内閣は銳意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条によつて別冊を送付する。

するとしてもこの処分は一年間で

お貨物後払運賃については滞納を

定期的に回収状況の報

告を徴しその成績を監視するがな

ど見られない。

協力のない限り主食として配給は

しないが、加工用原料として充却

することとは差支ないものと考へて

いる、但しこれには相当値引の余

儀なきことも予想されるので保管

料の失費と貯み合せてなるべく速

かに決定したいとの答弁があつた

が、具体的な結論は得られなかつたので、これを閉会中の漁業調査

に移したものである。

閉会中においては、食糧府長官からその後の処置状況、又厚生省

環境衛生部長からその後の研究の

結果を聽取した。これに対して、

食糧府長官から、在庫高はその後

再掲示による掲示り、菓子用とし

て糯米壳等により現在一三九、

三七一トンとなつてゐる。これを

味噌醤油等加工用として壳等を

相当の値引が予想されるのみならず、元来加工用の需要は總ての用

途を併せて年間約七万二千トン程

度なので仮に全部を病変米で充當

するとしてもこの処分は一年間で

お貨物後払運賃については滞納を

定期的に回収状況の報

告を徴しその成績を監視するがな

ど見られない。

は終らない計算であるとの説明があつた。
又厚生省環境衛生部長からその後の研究の状況及び学界の状況についても説明があつた。
既に業者との折衝に入つてゐることでもあり、值引損と保管料の失費とのバランスを考慮しつできるだけ有利になるよう処分することを要望しなお調査は継続するが質疑は一応打切ることとし、今後の調査方針については委員長及び理事打合会で協議の上決めるところとした。
以上の如く、本調査については、未だこれを結了するに至らなかつた。
昭和三十年十一月二十一日

又、恩給に關しては、同日の委員会に於て、大久保國務大臣及び三橋恩給局長から、昭和二十三年六月三十日以前の恩給受給者と、その後の受給者との間の恩給の不均衡の是正に關し、大藏省當局との間の折衝の経過等について説明を聽取し、ついで、各委員との間に、質疑が行われた。
本委員会は、閉会中以上の如く、國家公務員制度及び恩給に關し、調査を行つたが、なお今日調査を終結する段階に至つてはならず。

会中、四回委員会を開き國の防衛に
関する調査を行つた。
即ち、九月十九日の委員会には、
日米共同声明に關し、重光外務大臣、
西田労働大臣、砂田防衛廳長官等の出席を
求め、特に重光外務大臣より八月二十三日乃至九月八日の渡
米中、わが国の外交政策の基調に關し、米国政府当局と意見を交換した
際の諸問題について、説明を聴取す
ると共に、各委員より特に防衛計画
に関する問題について、質疑応答が
行われ、翌九月二十日の委員会に
は、米駐留軍の飛行基地及び演習場
の拡張問題に關し、参考人として若
松貞次郎、宮崎伝左衛門、青木市五
郎、伊藤義道、斎藤久蔵君の出席を
求め、東京都北多摩郡砂川町及び山
形県村山市大高根における基地拡張
問題に關する紛争について意見を聽
取すると共に、各委員と右の点に關
し、重光外務大臣、西田労働大臣、
砂田防衛廳長官等との間に、質疑応
答が行われた。引続き同月二十一日
の委員会では、米駐留軍の飛行基地
及び自衛隊演習場等の問題調査のた
め、先般派遣された野本委員、堀委
員及び木下委員より派遣報告を聴取
した。更に、十一月一日の委員会に
は、米駐留軍の飛行基地、日米共同
声明、防衛力増強、防衛關係予算等
に關する件について重光外務大臣、
西田労働大臣、砂田防衛廳長官等の
出席を求め、各委員との間に、質疑
応答が行われた。
本委員会は、閉会中以上の如く國
の防衛に關し、調査を進めたが、な
お今日調査を終結する階階に至つて
いない。

つた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十一年十一月二十一日

地方行政委員 森下 政一
参議院議長河井彌八殿
長代理理事

決議（參議院地方行政委員会十月十五日）
地方財政再建措置に関する件

地方財政は正に破綻に瀕する窮状にあり、一日も遅かにこれが打開の措置を総合的に講ずる必要を認め、委員会の審議を絶たる結果、政府においては何ら具体的な対策がなく荏苒と口を送つてゐることが明らかになつた。

地方財政再建促進特別措置法案は、昭和三十年度の財源不足を充足して、地方財政再建を目的とする明確な対策とあわせ講ずることでなければその効果はあがらない。

従つて政府のかかる態度が誠く限り、本法案の審議を進めるることは出来ない。

よつて政府においては、昭和三十年度における適切な財源対策を確立して、速かに臨時国会を召集すべきである。

昭和三十二年十一月二十一日
外務委員長 石黒 忠篤
参議院議長河井彌八殿

経過の概要

本委員会は、第二十二回国会閉会後も、開会中に引き続き国際情勢等に関する調査を繼續して行い、当面する外交問題に対応して四回にわたり委員会を開き、委員派遣を行い、資料を収集する等、銳意調査を進め来たが、本調査の性質上、その対象が広範多岐にわたるので、開会中、調査を終了するに至らなかつた。

昭和三十年十二月十六日 参議院会議録追録

調査報告書(総統事件)

調査の概要を述べれば次の通りである。

一、重光外務大臣の渡米にあたり、同外相の出席を求める、その渡米目的について質疑を行つた。

二、外相帰朝早々の機会をとらえ、外相渡米の成果、特に公表された重光・ダレス共同声明に関連し、国内の反響を呼んだ所

謂海外派兵の問題、わが国の防衛計画及び同声明の証文等について真相を聽取した後、委員会は、昨年六月二日、本院が議決した「自衛隊の海外出動を為さることに關する決議」を確認するとの決議を行つた。

三、日韓關係、第三国軍人の訓練問題、日比賠償、日英支払協定、日ソ交渉等の處理状況及びユネーブ外相会議に關する政府の見解につき、外務省当局から説明を聽取し質疑を行つた。

四、小牧飛行場拡張問題及び愛知用水計画地等の実地調査のため、委員を現地に派遣した。

調査報告書
(総統事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十年十一月二十一日
法務委員長 成瀬 裕治
参議院議長河井彌八郎

経過の概要

当委員会では、閉会中における本件調査の主たる対象を前国会に引き続き裁判所制度に関する調査と定め、この基本調査として從来行い來つた

下級裁判所等における実情調査の補完のため、北海道、広島県及び香川

調査報告書(総統事件)

県に委員派遣を行う傍ら、他方本件調査の一環として人權擁護及び元春対策に關する件についても具体的問題についてそれぞれ政府当局の説明を求めるため委員会を開き、あるいは実情調査のため調査至職員を現地に派遣する等調査に努めたのである。が、前記裁判所制度に關する調査は、それが今後の司法制度の根幹である最高裁判所の機構等重要事項にわたるため、今後結論を得るには困難と看做され調査は完了するに至らなかつた。

調査報告書
(総統事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十年十一月二十一日
大蔵委員長 青木 一男
参議院議長河井彌八郎

経過の概要

本件に關し、本委員会においては第二十二回国会昭和三十年三月三十一日議長の承認を得、法律案の審議と並行し租税及び金融等に關し、種々の角度から検討を加えてきたが、七月三十日総統調査の議決を得て、閉会中も調査することとなつた。

昭和三十年十一月二十一日
文教委員長 笹森 順造
参議院議長河井彌八郎

経過の概要

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十年十一月二十一日
法務委員長 成瀬 裕治
参議院議長河井彌八郎

経過の概要

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十年十一月二十一日
法務委員長 成瀬 裕治
参議院議長河井彌八郎

調査報告書

(総統事件)

即ち、第二十二回国会以来調査を継続して、既に二十二次にわたり中間報告が行われたのであるが、社会労働委員会においても、本調査を続行することとした。

本件に關しては、元厚生委員会において、第四回国会以来調査を継続して、既に二十二次にわたり中間報告が行われたのであるが、社会労働委員会においても、本調査を続行することとした。

即ち、第二十二回国会及び閉会中においては、社会保険制度に關する調査の一環として、概ね次の調査を行つたのである。

(一) 第二十二回国会における調査概要

即ち、第二十二回国会及び閉会中においては、社会保険制度に關する調査の一環として、概ね次の調査を行つたのである。

(二) 第二十二回国会における調査概要

(一) 第二十二回国会における調査概要

即ち、第二十二回国会及び閉会中においては、社会保険制度に關する調査の一環として、概ね次の調査を行つたのである。

(二) 第二十二回国会における調査概要

即ち、第二十二回国会及び閉会中においては、社会保険制度に關する調査の一環として、概ね次の調査を行つたのである。

(二) 第二十二回国会における調査概要

即ち、第二十二回国会及び閉会中においては、社会保険制度に關する調査の一環として、概ね次の調査を行つたのである。

(二) 第二十二回国会における調査概要

即ち、第二十二回国会及び閉会中においては、社会保険制度に關する調査の一環として、概ね次の調査を行つたのである。

即ち、第二十二回国会及び閉会中においては、社会保険制度に關する調査の一環として、概ね次の調査を行つたのである。

調査報告書

(総統事件)

事故発生並びに食中毒事件等の頻發にかんがみ、政府当局及び参考人より実情を聴取し、種々検討した後決議を行い、政府に對して善処方を要望した。

4 附添婦制度に關する調査

田立療養所における附添婦制度廃止問題に關し、埼玉及び清瀬の二療養所を実地に視察する

とともに、政府当局並びに参考人より実情を聴取し、種々検討を加えた後決議を行い、政府に對して善処方を要望した。

5 そ族昆蟲類駆除に關する調査

そ族昆蟲類の駆除問題に關し、小委員会を設置して調査を進め、立法措置を考究した。

6 田会閉会中における調査概要

1 中共並びにソ連地域よりの引揚状況に關する調査

イ 委員を二回にわたり舞鶴市へ派遣して、中共並びにソ連地域よりの引揚の実情を調査した。

2 山口県、九州及び四国地方における風水害並びに新潟市の火災に關し、それぞれ委員を現地に派遣して、被害状況、災害救助の状況等を調査した。

3 食品衛生法及び栄養改善法の改正問題に關連して、森水ミルク中毒事件について調査を行う

ため、二回にわたり委員会を開き、厚生省当局より説明を聴取して質疑を行い、対策を検討した。

4 附添婦制度に關する調査

赤痢予防等公衆衛生の改善に

お年玉つき年賀はがき寄附金の運用に關し調査の結果決議を行つたが、問題が複雑であるため開き、政府に対して善処方を要望した。

調査報告書

(総統事件)

労働情勢に關する調査(総統事件)

頻發にかんがみ、政府当局及び参考人より実情を聴取し、種々

検討した後決議を行い、政府に對して善処方を要望した。

7 附添婦制度に關する調査

田立療養所における附添婦制度廃止問題に關し、埼玉及び清瀬の二療養所を実地に視察する

とともに、政府当局並びに参考人より実情を聴取し、種々検討を加えた後決議を行い、政府に對して善処方を要望した。

8 田会閉会中における調査概要

1 中共並びにソ連地域よりの引揚状況に關する調査

イ 委員を二回にわたり舞鶴市へ派遣して、中共並びにソ連地域よりの引揚の実情を調査した。

2 山口県、九州及び四国地方における風水害並びに新潟市の火災に關し、それぞれ委員を現地に派遣して、被害状況、災害救助の状況等を調査した。

3 食品衛生法及び栄養改善法の改正問題に關連して、森水ミルク中毒事件について調査を行う

ため、二回にわたり委員会を開き、厚生省当局より説明を聴取して質疑を行い、対策を検討した。

4 附添婦制度に關する調査

赤痢予防等公衆衛生の改善に

お年玉つき年賀はがき寄附金の運用に關し調査の結果決議を行つたが、問題が複雑であるため開き、政府に対して善処方を要望した。

調査報告書

(総統事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十年十一月二十一日
社会労働委員長 小林 英三
参議院議長河井彌八殿

経過の概要

労働情勢に関する調査は労働行政の全般にわたつて政府の施策、労働諸法規の施行状況等を調査してその実情を把握し、労働諸法規の改廃、制定に資することを目的とするもので、既に前国会より継続調査を行つてきただが、第二十二回国会中行つた主なる調査は次の通りである。

先ず政府の労働行政に対する施政の方針をたゞすとともに労働省関係全般の予算、経済六ヶ年計画に基く雇用の趨勢、失業対策、労働基準行政、特に賃金不払等の諸問題について説明を求めるとともにその対策をいたした。

次ぎに国会閉会中は地方における労働行政の実情を調査するため東北、四国、山陰地方にそれぞれ委員会を派遣して調査を行い、又北海道難別茂尻炭鉱の爆発事故についても委員会を派遣しその実情を調査せしめるなどに委員会を開き政府にこれの対策等に關して説明を求めた。

次ぎに綿紡争議に關して政府より争議の経過、その影響等に就いて説明を求めた。

以上の如く委員会においては、鋭意調査に専念したが、本調査はその対象が広汎多岐にわたるものであるからこれを完全に把握することは容易でなく未だ所期の目的を達成することができなかつた。

農林水産政策に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十年十一月二十一日
農林水産委員長 江田 三郎
参議院議長河井彌八殿

経過の概要

本件に關しては、第二十二回国会閉会後も開会中に引続き、李承晚ラインの件、米穀の集荷の件、農林水産關係研究機関整備充実の件、草資源の改良造成及び利用増進の件、台風二十二号、二十三号による被害の件、わが國水産業の現況及びこれが振興上の問題点等、わが國農林水産政策の恒久的及び応急的諸問題について、或は政府当局乃至参考人の意見を徵し、或は現地を視察する等、鋭意調査を統けて來たが、問題が多岐にわたり且つ重要であるため閉会中調査を終了するに至らなかつた。

経済自立方策に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十年十一月二十一日
商工委員長 吉野 信次
参議院議長河井彌八殿

経過の概要

運輸一般事情に關する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十年十一月二十一日
運輸委員長 片岡 文重
参議院議長河井彌八殿

経過の概要

電気通信並びに電波に關する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十年十一月二十一日
通信委員長 滝井治三郎
参議院議長河井彌八殿

建設事業並びに建設諸計画に關する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十年十一月二十一日
建設委員長 石川 栄一
参議院議長河井彌八殿

経過の概要

本件に關しては、本委員会は、閉会中委員派遣を行い、郵政事業一般につき地方の実情を実地調査するとともに資料を収集する等鋭意調査を進めて來たのであるが、本件はその対象が極めて広汎多岐にわたつてゐるので、今後も引き続き調査したい考へである。

経過の概要

本委員会は、運輸一般事情に關する調査を行つたのであるが、閉会中においては、海陸空の運輸全般にわたり調査を行い、政府当局及び各關係機関より説明を聴き、資料の提出を求める調査を行つた。建設事業並びに建設諸計画に關する調査を行つた。また、本年度災害による公共土木施設の被害額は二百二十六億円（内都道府県関係二百四億、直轄二百二十億円）である。

在、本年度災害による公共土木施設の被害額は二百二十六億円（内都道府県関係二百四億、直轄二百二十億円）である。

又住宅被害は台風二十二号によるもののが最も大きく全壊、流失等に相当な被害を蒙つた。建設省資料によると、十月二十四日現在、本年度災害による公共土木施設の被害額は二百二十六億円（内都道府県関係二百四億、直轄二百二十億円）である。

より説明を聽取るとともに、資料の収集を行つた。建設事業並びに建設諸計画に關する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十年十一月二十一日
建設委員長 石川 栄一
参議院議長河井彌八殿

経過の概要

本件に關しては、本委員会は、閉会中委員派遣を行い、地方における電信電話事業、放送事業及び電波監理行政の実情を実地調査するとともに、資料を収集する等鋭意調査を行つた。また、中国及び東北地方には委員会が極めて広汎多岐にわたつてゐるので、今後も引き続き調査したい考へである。

昭和三十年十一月十六日 参議院会議録追録

調査報告書

一四

の減失戸数六千四百戸、半壊一万三千戸に及び、更に新潟大火により焼失九百十二戸に及んだ。

以上の災害に対する建設省の復旧対策としては、

(一) つなぎ融資として三億五千万円を支出したが、近く大分、鹿児島、山口、広島各県についても支出される予定である。

(二) 緊急査定分として予備費から支出した分は、北海道外十八県に対し六億二千六百万円、直轄関係に五億七千八百六十円である。なお、査定は十二月中に完了する予定で現在の予備費の中建設省の公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基く分は支出が可能であるとしている。

大体本年度分として既支出を含めて三十五、六億が予定され

て査定済みである。

新潟市の火災に対しては、廃失区域十萬八千坪に対する区画整理事業九千六百六十五万円を決定し、昭和三十一年度分全額補助額として予備費から一千六百万円支出しを決定、住宅については廃失戸数の三割相当数の公営住宅を二ヶ年で建設するとともに、住宅金融公庫法、住宅融資保険法による特別措置を予定している。

これらの措置に関連して海岸堤防の復旧措置、農村における住宅復旧対策並びに金融措置等について審議を行つた。

二、特別失業対策事業について

同事業は、本年度初めての事業であり、労働、建設両省の共管事業であるため、(一)事業個所の選定(二)

工事の執行形態(三)事業費の内容構成等失業救済として行う場合と、効果を重点として行う公共事業の

場合と競合して現地における調整は少からず困難な問題を生じている。現在、なお約一億円ほど未消化になつてゐるが、当初における労働省の計画と現実における事業執行の適否とは中央において緊急化になつてゐるが、当初における労働省の計画と現実における事業執行の適否とは中央において緊急化になつてゐるが、当初における労働省の計画と現実における事業執行の適否とは中央において緊急化になつてゐるが、当初における労働省の計画と現実における事業執行の適否とは中央において緊急化になつてゐるが、当初における労働省の計画と現実における事業執行の適否とは中央において緊急化になつてゐるが、当初における労働省の計画と現実における事業執行の適否とは中央において緊急化になつてゐるが、当初における労働省の計画と現実における事業執行の適否とは中央において緊急化になつてゐるが、当初における労働省の計画と現実における事業執行の適否とは中央において緊急化になつてゐるが、当初における労働省の計画と現実における事業執行の適否とは中央において緊急化になつてゐるが、

ついては、現在福岡、大阪支所において既に一部入札を施行し工事に着手している。最も問題を考えられる土地については、現在建設省定の約入札が確定をみている。

四、昭和三十一年度予算編成方針について

竹山建設大臣の構想による建設省関係の昭和三十一年度予算編成によれば、

三万二千五百四十九戸、第二種一万六千三百八十三戸、災害公営住宅一千八百五十三戸、計五万七百八十五戸を各県と打合せの上割当を終え工事に着手していく。

(一) 住宅金融公庫については、七月一日一戸個人住宅二万户に対する十二万四百八十二戸相当分の申込があり、又分譲住宅については一万二千五百戸分に対して、二万五百五十五戸の申込があり、七月百七十二事業主体に割当を終り予定通り進行していく。又賃貸住宅については、一般賃貸住宅四千百戸、土地担保提供賃貸住宅九百戸分に対し、前者に七千戸、後者に六千戸の申込があり、こゝのうち一般賃貸住宅は学生寮五百戸分を文部省から三千万円の補助金を加えて県単位に実施する予定である。又雇用労働者住宅七千五百戸分については、九百七事業所一万三千八百八十戸の申込があり、増築融資分についても現在進行中である。

(二) 新潟市、福井市等の被災地の借地、借家権問題

等である。

なお、中国、四国地方の災害状況については湯山委員が委員派遣同行したので、その記録の結果を参考として聴取した。同災害について地盤沈下と原形復旧との関連、海岸の管理等について検討する必要がある。又九月二十二日行徳の建設省土木研究所水理実験場並びに江戸川全川の改修工事の視察を行つた。

四、昭和三十一年度予算の執行状況について

昭和三十一年度予算の執行状況に関する調査(総統事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

四、昭和三十一年度予算の執行状況に関する調査(総統事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

内閣委員会に因する調査

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

参議院議長河井彌八殿
内閣委員長 小柳 政衛

経過の概要

内閣委員会は第二十三回国会開会中、国家行政組織に関する調査について委員会を開き調査を行ふ予定であつたが、今期国会は会期も極めて短かく、且つ重要法案審査のために日時を要しこれがため本件の調査を行はなかつた。

中、内閣委員会は第二十三回国会開会中、國の防衛に関する調査について委員会を開き調査を行ふ予定であつたが、今期国会は会期も極めて短かく、且つ重要法案審査のために日時を要しこれがため本件の調査を行はなかつた。

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

調査報告書
国家公務員制度及び恩給に関する調査

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十三年十二月十六日

内閣委員長 小柳 牧衛

参議院議長河井彌八殿

経過の概要

内閣委員会は第二十三回国会開会中、国家公務員制度及び恩給に因する調査について委員会を開き調査を行つた。

即ち、去る十二月八日の委員会には、根本内閣官房長官、宇都宮行政管理局次官、大山内閣總理大臣官房公務員制度調査室長等の出席を求め、根本内閣官房長官からは、国家公務員等に対する手当の増額支給に関する十二月七日の閣議決定の経過についての説明を聴取し、ついで大臣より増額分の数字の具体的な問題等について、更に詳細なる説明を聴取するとともに各委員との間に質疑応答が行われた。

本委員会は開会中以上の如く国家公務員制度及び恩給に関する調査を行つたが、今期国会は会期も極めて短かく且つ重要法案審査のために、日本内閣總理大臣官房公務員制度調査室長より増額分の数字の具体的な問題等についての説明を聴取し、ついで大臣より増額分の数字の具体的な問題等について、更に詳細なる説明を聴取するとともに各委員との間に質疑応答が行われた。

調査報告書

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十三年十二月十六日

地方行政委員長 松岡 平市

参議院議長河井彌八殿

経過の概要

本委員会は、地方行政の改革に関して、今期国会開会中、地方行政の度の改善、地方財政及び地方税制の

確立、治安の維持、消防並びに選舉等の問題について調査承認を得、昭和三十年度地方財源の補正措置等につき政府当局の説明を聴き、

(二) 警察関係については、過般現地調査を行つた大高根基地における事件につき派遣委員の報告を聴取し、詳報報告書の出来次第警備警察の見地から更に検討を加えることとし、

報告する。

昭和三十三年十二月十六日

内閣委員長 小柳 牧衛

参議院議長河井彌八殿

経過の概要

内閣委員会はは第二十三回国会開会中、田代内閣官房長官、牧衛牧衛等の問題について調査承認を得、昭和三十年度地方財源の補正措置等につき政府当局の説明を聴き、

報告する。

昭和三十三年十二月十六日

内閣委員長 小柳 牧衛

参議院議長河井彌八殿

経過の概要

内閣委員会はは第二十三回国会開会中、田代内閣官房長官、牧衛牧衛等の問題について調査承認を得、昭和三十年度地方財源の補正措置等につき政府当局の説明を聴き、

報告する。

昭和三十三年十二月十六日

内閣委員長 小柳 牧衛

参議院議長河井彌八殿

経過の概要

内閣委員会はは第二十三回国会開会中、田代内閣官房長官、牧衛牧衛等の問題について調査承認を得、昭和三十年度地方財源の補正措置等につき政府当局の説明を聴き、

報告する。

昭和三十三年十二月十六日

内閣委員長 小柳 牧衛

参議院議長河井彌八殿

経過の概要

本件について、第三回内閣成立後の政府の外交方針、特に、日ソ交渉の進捗状況、防衛分担金の削減問題及びわが国の国連加盟問題等について鋭意調査を行つて来たが、

何分にも短期間の会期のため、会期

中に調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十三年十二月十五日

内閣委員長 小柳 牧衛

参議院議長河井彌八殿

経過の概要

内閣委員会はは第二十三回国会開会中、田代内閣官房長官、牧衛牧衛等の問題について調査承認を得、昭和三十年度地方財源の補正措置等につき政府当局の説明を聴き、

報告する。

昭和三十三年十二月十五日

内閣委員長 小柳 牧衛

参議院議長河井彌八殿

経過の概要

内閣委員会はは第二十三回国会開会中、田代内閣官房長官、牧衛牧衛等の問題について調査承認を得、昭和三十年度地方財源の補正措置等につき政府当局の説明を聴き、

報告する。

昭和三十三年十二月十五日

内閣委員長 小柳 牧衛

参議院議長河井彌八殿

経過の概要

内閣委員会はは第二十三回国会開会中、田代内閣官房長官、牧衛牧衛等の問題について調査承認を得、昭和三十年度地方財源の補正措置等につき政府当局の説明を聴き、

報告する。

昭和三十三年十二月十五日

内閣委員長 小柳 牧衛

参議院議長河井彌八殿

経過の概要

本件について、第三回内閣成立後の政府の外交方針、特に、日ソ交渉の進捗状況、防衛分担金の削減問題及びわが国の国連加盟問題等について鋭意調査を行つて来たが、

何分にも短期間の会期のため、会期

中に調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十三年十二月十六日

内閣委員長 小柳 牧衛

参議院議長河井彌八殿

経過の概要

内閣委員会はは第二十三回国会開会中、田代内閣官房長官、牧衛牧衛等の問題について調査承認を得、昭和三十年度地方財源の補正措置等につき政府当局の説明を聴き、

報告する。

昭和三十三年十二月十六日

内閣委員長 小柳 牧衛

参議院議長河井彌八殿

経過の概要

内閣委員会はは第二十三回国会開会中、田代内閣官房長官、牧衛牧衛等の問題について調査承認を得、昭和三十年度地方財源の補正措置等につき政府当局の説明を聴き、

報告する。

昭和三十三年十二月十六日

内閣委員長 小柳 牧衛

参議院議長河井彌八殿

経過の概要

内閣委員会はは第二十三回国会開会中、田代内閣官房長官、牧衛牧衛等の問題について調査承認を得、昭和三十年度地方財源の補正措置等につき政府当局の説明を聴き、

報告する。

昭和三十三年十二月十六日

内閣委員長 小柳 牧衛

参議院議長河井彌八殿

経過の概要

本件について、第三回内閣成立後の政府の外交方針、特に、日ソ交渉の進捗状況、防衛分担金の削減問題及びわが国の国連加盟問題等について鋭意調査を行つて来たが、

何分にも短期間の会期のため、会期

中に調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十三年十二月十六日

内閣委員長 小柳 牧衛

参議院議長河井彌八殿

経過の概要

内閣委員会はは第二十三回国会開会中、田代内閣官房長官、牧衛牧衛等の問題について調査承認を得、昭和三十年度地方財源の補正措置等につき政府当局の説明を聴き、

報告する。

昭和三十三年十二月十六日

内閣委員長 小柳 牧衛

参議院議長河井彌八殿

経過の概要

内閣委員会はは第二十三回国会開会中、田代内閣官房長官、牧衛牧衛等の問題について調査承認を得、昭和三十年度地方財源の補正措置等につき政府当局の説明を聴き、

報告する。

昭和三十三年十二月十六日

内閣委員長 小柳 牧衛

参議院議長河井彌八殿

経過の概要

内閣委員会はは第二十三回国会開会中、田代内閣官房長官、牧衛牧衛等の問題について調査承認を得、昭和三十年度地方財源の補正措置等につき政府当局の説明を聴き、

報告する。

昭和三十三年十二月十六日

内閣委員長 小柳 牧衛

参議院議長河井彌八殿

経過の概要

本件について、第三回内閣成立後の政府の外交方針、特に、日ソ交渉の進捗状況、防衛分担金の削減問題及びわが国の国連加盟問題等について鋭意調査を行つて来たが、

何分にも短期間の会期のため、会期

未だいすれも調査を終了するに至つていいない。

一、日本国有鉄道の経営状況に関する件

行政管理庁の運輸大臣に対する「日本国有鉄道の経営調査の結果に基く勧告」に關し行政管理庁当局から説明を聽いた後、国鉄当局及び運輸大臣の意見を聽取した。

なお、行政管理庁長官の意見を聽く必要があるが、これを次の国会に行うこととした。

二、国鉄後納運賃滞納状況に関する件

本件滞納が起る根本原因は、滞納通運会社の資産信用が薄弱な点にあるとの観点に基き運輸省当局から説明を聽取した。三、日本国有鉄道の外郭団体に関する件

本件について、今回国鉄が樹立した改善方針に關する十河が総裁の説明を聽取したが、これは方針として決定しただけであり、これが実行については今後充分監視する必要がある。

参議院会議録第六号正誤

参議院会議録第七号正誤

参議院会議録第八号正誤

頁段	行	誤	正
二六二	終りか ら一	同一件外 一件	同一件名
二九五	終りか ら七	左外財産 左外財産	在外財産
三〇三	終りか ら四	地方行政 財政	地方行政財政
三四一	一〇	提出いた ます	提出いたしま
三四二	終りか ら七	左言右言 左言右言	左言右言
三六二	異議 ら一か	御異議	